

監査委員告示第 2 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成25年 5月27日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 大 沼 久

記

- 1 監査の範囲 平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成25年 5月27日 (月)	消 防 主 幹 学校給食共同調理場

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

消防主幹については、消防団運営交付金実績報告の記載方法、起案文書の整理、また、学校給食調理場については、給食搬送業務完了報告書の提出、起案文書の整理について留意を求めた。